

多 治 見 市

第 3 次

一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画

平成 2 9 年 4 月

環 境 文 化 部 環 境 課

(目 次)

はじめに	1
第1章 基本方針	2
第2章 目標年次	3
第3章 ごみの排出状況	4
第1節 ごみ処理の概要	4
1. 処理・処分対象ごみ	
2. ごみ処理体系	
第2節 排出抑制・再資源化の現状	6
1. ごみの発生抑制	
2. 収集前段階における再資源化	
3. 収集・中間処理段階における再資源化	
第3節 収集・運搬の状況	8
1. 収集・運搬体制	
2. 収集・運搬実績	
第4節 中間処理の現状	13
1. ごみ焼却施設の概要と処理実績	
2. ごみ焼却施設における環境測定状況	
3. 生ごみ堆肥化及びBDF製造施設の概要	
第5節 最終処分	19
1. 最終処分場の概要と処理実績	
2. ごみの処理主体	
第6節 現況におけるごみ処理の課題	25
1. 排出抑制・再資源化	
2. 収集・運搬	
3. 中間処理	
4. 最終処分	
5. 啓発と具体的行動	
第4章 ごみ処理基本計画	28
第1節 排出抑制・再資源化計画	28
1. ごみの排出抑制・再資源化に関する目標	
2. 排出抑制・再資源化の方法及び資源化量	
第2節 収集・運搬計画	31
1. 収集・運搬に関する目標	
2. 収集区域と人口	
3. 収集・運搬方法及び量	
第3節 中間処理	34
1. 中間処理に関する目標	
2. 中間処理対象ごみ及び量	

3. 運転管理計画	
4. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法	
5. 焼却により発生する溶融スラグ、メタルの資源化方法	
6. 分別により収集された資源の処理	
第4節 最終処分計画	36
1. 最終処分に関する目標	
2. 最終処分の方法	
3. 跡地利用計画	
第5節 啓発・環境教育	37
1. 啓発	
2. 環境教育	
第6節 国・県に対する要望	39

はじめに

廃棄物をめぐる社会情勢は、便利さの追求に立脚した大量生産・大量消費・大量廃棄から、循環型社会への移行が進んできています。平成12年の循環型社会形成推進基本法をはじめとして法的整備が進み、ごみ減量や再資源化(リサイクル)の推進に向けた取り組みが、市民活動や企業活動、そして多くの自治体の具体的行動につながっています。しかし、今後さらに進む人口減少や高齢社会における問題、限られた自治体財政の中でのごみ処理費用負担のあり方など、課題が残されていることも現実です。

以上のような認識に立ち、多治見市がどのような廃棄物処理を行っていくのか、その基本的な枠組みを示していきます。

多治見市では、市民の協力を得て、国内他市に先駆け昭和58年からカン金属類、ビン類の分別収集を開始し、さらに資源集団回収(平成3年～)や生ごみ処理容器の助成制度(昭和60年～)、指定ごみ袋制(平成9年～)など、ごみ減量・再資源化の施策を推進してきました。

こうした中で、平成10年度、環境庁(現環境省)のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、ごみを資源として活用し、「脱焼却」「脱埋立」を目標とする計画をつくりました。この計画は、年次目標を設定し、その目標毎にハード面、ソフト面を充実させて、資源化率を上げることにより、循環型社会を目指していくものです。

その第一段階として、平成12年4月から資源ごみの種類を増やし、家庭ごみの23分別収集を始めるとともに、平成15年4月からは破碎施設を併設したコークスベッド式直接熔融炉を備えた焼却施設(三の倉センター)を本格稼働させ、焼却灰の熔融資源化と廃棄物発電を行っています。

また、構想策定のきっかけとなった最終処分場建設については、平成17年に候補地の地元とも建設合意に至り、平成22年6月からの運用を開始しました。この施設は、焼却施設から排出される飛灰専用の最終処分場で、屋根付きの「クローズドシステム」を採用しています。

平成23年度には、「循環型社会システム構想」の中間検証および構想の見直しを、平成28年度に最終検証を行い「循環型社会システム構想」の年次目標は達成できず終了しましたが、基本理念は変更せず、究極の目標である「脱焼却」「脱埋立」、処理経費の削減、市民への負担等を念頭に置いて、継続して取り組んでいきます。

以上の状況を踏まえ、今後の多治見市のごみ減量・再資源化(リサイクル)対策を含めた廃棄物処理に対する基本的な考え方と取り組むべき方策を定めるため、ごみ処理基本計画を定めます。

平成29年4月

第1章 基本方針

「大量生産→大量消費→大量廃棄」から「生産→消費→資源化→再商品化→消費」という循環型社会システムの構築を目指すことが、国内外の世論の主流になってきています。

多治見市においても「多治見市循環型社会システム構想」を平成10年度に策定し、地方都市という限られた地域の中で、市民と事業者と行政がそれぞれの役割を果たし、計画的に数値目標を達成していく仕組みを提示しています。多治見市一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画も、この循環型社会システムの構築を基本原則とし、長期的なビジョンのもとに、ごみの発生抑制から処分までの一貫した廃棄物対策と処理体系を築き、適正処理を推進しようとするものです。

【一般廃棄物処理の基本方針】

1. 諸計画との調和

総合計画、環境基本計画に基づいて、都市計画、土地利用計画、環境保全計画の諸計画及び循環型社会システム構想の基本理念と十分に整合のとれた計画とします。

2. 発生抑制・排出抑制の推進

再資源化(リサイクル)や適正処理よりも優先して、使い捨て型の生活様式を見直し、ごみを生まない生活様式の確立を目指します。

3. 分別排出と再資源化の促進

再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進を図り、省資源、省エネルギーにつなげていくため、市民と事業者と行政が協力して、ごみの分別排出、処理過程での再資源化等を推進します。

4. 適正処理の推進

多治見市の区域内で分別排出されたごみを速やかに収集・運搬し、衛生的、効果的かつ安定的に無害化、減量・減容化、再資源化することによって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ります。

5. 処分施設の適正化・高度化

現在の法基準、技術基準を踏まえて、適正かつ高性能な処分施設建設の推進を図るとともに、周辺環境に対する公害、災害等の防止に万全を期します。

6. 環境保全を重視した経済的で効率の良いごみ処理体系の確立

ごみ処理に当たっては、地域の環境保全に重点を置き、経済的で効率的な運営を行うことを基本として、収集、運搬、中間処理・最終処分の各処理体制を長期的展望のもとに、相互に整合のと

れた体系として計画的に整備します。

7.他自治体との連携と国・県に対する要望

不法投棄への対応など広域での対応が必要となっています。自治体単独では解決できない課題に対し、他自治体との連携を図り、国・県への要望を行っていきます。

第2章 目標年次

本計画の目標年次は、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間です。

また、社会情勢の変化等に伴う計画の見直しは、平成 29 年度から5年目の平成 33 年度を目途に行います。

ごみ問題への対応策は、単にごみだけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済、社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人一人の生き方や生活様式にかかる問題として、環境保全と資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

限りある自然と資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の都市を構築していくことを市民、事業者と行政の共通目標として確認するとともに、ごみの排出抑制と適正処理を行っていくこととします。

第3章 ごみの排出状況

第1節 ごみ処理の概要

1.処理・処分対象ごみ

家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物

- ・家庭系一般廃棄物・・・一般家庭から排出される廃棄物
- ・事業系一般廃棄物・・・事業活動に伴って生じる一般廃棄物

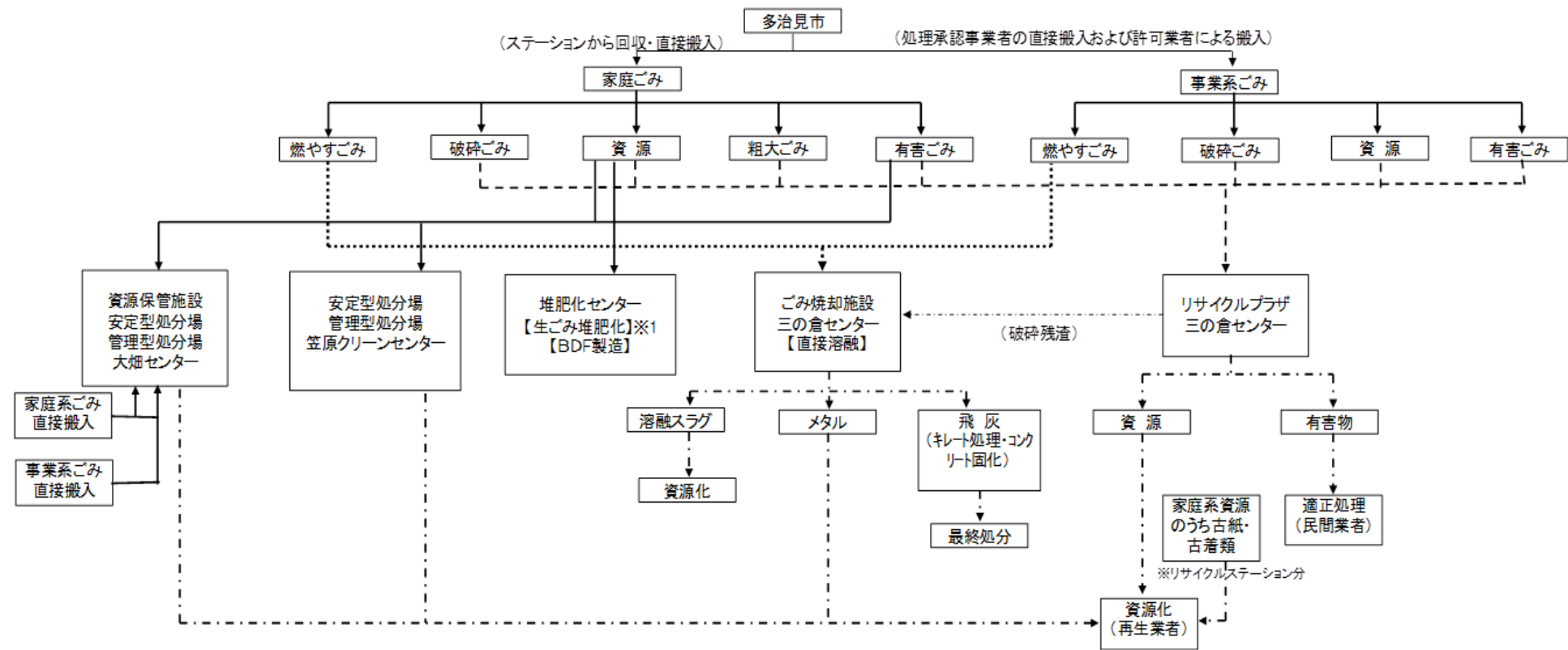
なお、産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理を行います。

2.ごみ処理体系

体系図を図 3-1 で示します。

- (1) 燃やすごみ(粗大ごみを含みます。)は、コークスベッド式直接熔融炉を備えた施設(三の倉センター)で処理します。排出されるメタルと熔融スラグは、建設材料等として再資源化されます。飛灰は、キレート処理後にセメント固化し、大畑センター管理型最終処分場及び名古屋市愛岐処分場で埋立処分されます。
- (2) 破碎ごみ(粗大ごみを含みます。)は、破碎選別の後、鉄とアルミは再資源化され、それ以外は焼却熔融処理されます。
- (3) 資源は、三の倉センター及び大畑センター(笠原クリーンセンターは、平成28年3月末で受け入れ休止)で保管・選別・圧縮し、民間処理業者へ引き渡し、資源化されます。なお、リサイクルステーションの古紙類と古着類は、直接、民間業者へ搬入しています。
- (4) 有害ごみ(乾電池、水銀体温計、蛍光管)は、民間処理業者に引き渡し、無害化処理した後、再資源化や埋立処分されます。
- (5) 排出抑制、再資源化促進のため、生ごみ処理装置に対する補助制度を継続するとともに、ボカシの普及に努めています。また、平成3年度から実施している古紙や古着等の資源集団回収事業を引き続き支援しています。
- (6) 少量の産業廃棄物(「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定めます。)については、三の倉センター、大畑センターで受け入れを行っています。
- (7) 本市の下水道処理施設から排出される下水汚泥は、三の倉センターで焼却熔融処理(燃やすごみとの混焼)しています。

図 3.1 ごみ処理体系



※1) 市内小中学校給食と市民病院給食の残渣及び池田南地区の生ごみを対象とする

第2節 排出抑制・再資源化の現状

1.ごみの発生抑制

平成9年1月、指定ごみ袋及び粗大ごみシールによる家庭ごみ有料化を実施しました。これを契機に市民のごみ減量に対する関心が高まり、消費者団体では、マイバッグ運動やグリーン購入など環境に配慮された商品の購入の促進に取り組んでいます。

また、多治見市循環型社会システム構想の基本理念に基づき、継続して環境イベントやエコクッキング教室、おとどけセミナーを実施し、ごみ減量・再資源化(リサイクル)の広報に努めています。

平成12年度に家庭ごみの23分別収集が始まり、平成17年7月に、廃棄物処理手数料(指定ごみ袋、持込み処理)の大幅な値上げを実施しましたが、こうした取り組みが再資源化の促進と発生抑制の動機付けにもなっています。また、平成20年10月には、廃棄物の発生抑制と省資源化のためにレジ袋の有料化が始まり、現在、多くの店舗で実施されています。

平成24年4月からは、これまでの23分別収集に資源として「陶磁器食器」を追加し、「23+1分別」として、平成26年度からは一部地域で伐採した草木類の資源化(堆肥)を行い、さらなるごみの減量に取り組んでいます。

2.収集前段階における再資源化

(1)資源集団回収助成

平成3年4月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付し、回収促進を図ってきました。少子化や市による23分別収集開始の影響等で減少傾向が続く中、平成17年にはごみ処理手数料改定(値上げ)の影響もあり一時的に増加しました(表3.2)が、その後は減少傾向にあります。

また、平成23年度に助成単価の見直しをし、平成24年度より助成単価の改正を行いました。

表 3.2

資源集団回収量の実績

(単位：t)

項目/年度	21	22	23	24	25	26	27
集団回収合計	3,538	3,530	3,395	3,191	2,930	2,766	2,594
段ボール	654	658	633	612	570	541	526
新聞	1,831	1,808	1,694	1,575	1,416	1,331	1,241
雑誌	879	881	882	821	773	732	669
牛乳パック	32	33	30	30	27	107	29
古着	104	111	120	117	111	27	102
アルミ缶	38	39	36	36	33	28	27
集団回収奨励金合計(千円)	23,915	23,834	23,111	18,724	14,239	13,747	13,039

(2)生ごみ処理装置購入補助

昭和 60 年度にコンポスト容器の助成制度を創設(購入額の 1/3、限度額 3,000 円)し、その後、申請者減少のため中断していましたが、リサイクル意識の高まりに伴って平成4年 10 月に制度を充実して再開し(設置費の 1/2、限度額 5,000 円)、さらに平成 10 年4月からは電気式生ごみ処理機を補助対象(購入額の 1/2、限度額 20,000 円)に加えました。買換え需要の影響もあり、平成 16～17 年度には申請が増加しましたが、意欲のある人にはある程度普及したという判断もできるため、平成 22 年に助成制度を見直しました(購入額の 1/4で、処理容器は限度額 2,500 円、処理機は 10,000 円)。その後減少傾向に転じており、普及または啓発方法や制度のあり方について検討することも必要となっています。

一方、「ボカシ」の取扱いについては、平成5年 12 月から市による取次販売を開始し、平成6年 12 月から専用容器も助成対象としています。また、平成 22 年 10 月からは、ダンボールコンポストについても市による取次販売を開始する等、家庭における生ごみの堆肥化を支援しています。

なお、生ごみ処理容器等への助成実績は、表 3.3 に示すとおりです。

表 3.3 生ごみ処理容器等助成実績

項目/年度	21	22	23	24	25	26	27
生ごみ処理機件数合計	139	45	33	10	19	26	21
コンポスター	52	14	15	6	16	11	12
ボカシ容器							
電気式	87	31	18	4	3	15	9
助成額合計(千円)	1,841	481	175	40	48	165	97

3.収集・中間処理段階における再資源化

平成 12 年度から 23 分別による資源収集を始めました。従来のステーションではなく、新たに設けた約 480 か所(現在約 600 か所)のリサイクルステーションに、家庭からの資源が排出されます。回収はかご回収方式で、委託業者が前日にかご等を配置し、当日回収を行っています。

分別収集によって回収された資源は、再使用(リユース)又は再資源化(リサイクル)されていますが、市況の状況により、逆有償(料金を支払い引き取ってもらうこと。)になるものもあります。なお、資源化実績(持込み)を表 3.4 に、資源化実績(収集)を表 3.5 に示します。

表 3.4 資源化実績(持込み)

(単位:t)

項目/年度	21	22	23	24	25	26	27
持込み紙・布類	323	470	398	388	485	485	415
持込み資源	130	147	103	193	253	54	373
合 計	453	617	501	581	738	539	788

※1

※1 金属、ビン、プラスチック類

表 3.5 資源化実績(収集)

(単位:t)

項目/年度	21	22	23	24	25	26	27
紙類回収量	2,727	2,580	2,647	2,271	1,919	1,482	1,473
新聞紙チラシ	1,175	1,158	1,175	998	878	760	725
雑誌類(含雑紙)	1,085	982	1,009	858	699	480	494
段ボール	448	425	447	402	315	234	245
牛乳パック	19	15	16	13	27	8	9
布類回収量	165	163	187	167	103	95	105
収集ガラスビン類	654	610	599	604	498	503	484
カレット合計(※1)	737	691	688	697	600	543	612
白(無色)	347	324	323	330	294	249	296
茶	246	221	211	207	200	167	181
緑	50	40	51	51	39	40	52
その他色	94	106	103	109	67	87	83
生きビン類(千本)	17	14	15	15	14	12	13
収集金属類	329	307	330	309	257	217	221
飲料缶	101	100	106	101	93	74	72
その他金属	228	207	224	208	164	143	149
プラスチック類(※2)	221	213	174	185	164	154	138
白色トレイ	16	14	14	13	10	11	10
色柄トレイ、発泡スチロール	35	32	25	23	30	32	29
ペットボトル	170	167	135	149	124	111	100
天ぷら油	58	61	49	58	19	20	19
陶磁器食器	-	31	47	69	37	37	38
電池・水銀体温計・蛍光管	-	-	-	-	26	29	26
合 計	4,154	3,965	4,033	3,663	3,023	2,537	2,505

※1,2 出荷量。

第3節 収集・運搬の状況

1. 収集・運搬体制

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、行政区域全域の 9,125ha とします。

(2) 計画収集人口

過去 10 年間の行政区域内人口、計画収集人口は、表 3.6 に示すとおりです。

なお、家庭ごみの全量を自家処理(焼却・埋立て)している家庭はないことから、平成 6 年度からは自家処理人口をゼロとして、行政区域内人口と計画収集人口を同数としました。

表 3.6 過去 10 年間の計画収集人口

(単位:人)

区分/年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
行政区域内人口	117,398	117,654	117,508	117,246	116,835	116,426	115,939	115,230	114,820	114,060
計画収集人口	117,398	117,654	117,508	117,246	116,835	116,426	115,939	115,230	114,820	114,060
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

なお、平成 28 年 4 月現在の行政区域内人口及び計画収集人口はともに 113,258 人、自家処理人口はいません。

(3)収集対象ごみの分別区分と排出方法

収集対象ごみの分別区分と排出方法は表 3.7 に、収集車両の内訳は表 3.8、表 3.9 に示すとおりです。

平成 18 年7月1日からは、笠原町地区を含めた全市域において、多治見市の分別及び排出方法に切り替えています。ただし、収集方法については、燃やすごみ及び破碎ごみは直営収集、笠原町区域は委託収集、資源は市内全域が委託収集で、三の倉センター又は大畑センターに搬入としています。

表 3.7 収集ごみの分別方法と排出方法

排出区分		収集回数	排出方法
カン・金属類	飲料缶	月2回(排出区分により、2回に分けて収集)	リサイクルステーションへ排出
	その他金属		
紙類	新聞紙・折込チラシ		
	雑誌類・ざつ紙類		
	段ボール		
	飲料用紙パック		
布類	布・古着類		
生きビン	ビールビン		
	一升ビン		
雑ビン	無色		
	茶色		
	緑色		
	黒色		
	その他色、化粧品ビン、ガラス製品		
ペット・発泡類	ペットボトル	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出
	白色発泡トレイ		
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール		
てんぷら油	てんぷら油	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出
有害ごみ	乾電池・水銀体温計		
	蛍光管		
陶磁器食器	陶磁器食器	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋を使用し、ごみステーションへ排出
破碎ごみ		月1回	
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破碎ごみのいずれかに排出	粗大ごみシールを貼って、ごみステーションへ排出

※資源(カン・金属類、紙類、布類、ビン類、ペット・発泡類、天ぷら油及び有害ごみ)の収集は、平成 21 年度から委託による収集となったため、収集車両は委託事業者の運用によります。

表 3.8、表 3.9 収集車両の内訳

表 3.8(直営分)

区分	積載量	台数	使用区分
パッカー車	3t	5 台	燃やすごみ、破碎ごみの併用
	3.5t	7 台	
	4t	2 台	
	5.5t	2 台	
低床トラック	2t	1 台	
	3t	4 台	
軽トラック	0.4t	1 台	一斉清掃、その他作業用
計		22 台	

表 3.9(委託分)

区分	積載量	台数	使用区分
パッカー車	4.8t	1 台	資源、燃やすごみ、破碎ごみの併用
	4t	4 台	
	3.8t	1 台	
	3t	1 台	
	2.65t	1 台	
低床トラック	4t	1 台	
	3.95t	1 台	
	3.7t	1 台	
	3t	3 台	
トラック	1.5t	1 台	
軽トラック	0.4t	1 台	
ダンプ車	4t	1 台	
	2.75t	1 台	
計		18 台	

2.収集・運搬実績

(1)家庭系ごみ

ごみの排出量は、生活様式の多様化により人口増加率を超える伸びで年々増加していましたが、平成9年1月に導入した指定ごみ袋制により、一定量の減少がありました。その後は若干増加傾向で推移し、平成 15 年度にピークに達した後は減少傾向にあります。

平成 12 年度から開始された家庭ごみの 23 分別収集により、最終的にごみとして出されるもの

の資源化を図り、市民の分別排出、行政の合理的回収と資源化の役割分担を明確にしましたが、平成 13 年度以降微増傾向が続いていたことから、新たなごみ減量策の実施が必要な状況となっていました。

こうした状況のなか、平成 15 年 4 月にコークスベッド式直接溶融炉を備えた焼却施設（三の倉センター）が本格稼動したことにより、従来埋立処理をしていた資源化できないプラスチック等を溶融処分することとなったため、埋立処分量については大幅に減少しました。

また、平成 17 年 7 月には、更なるごみ減量と 23 分別収集の徹底を目指して、廃棄物処理手数料（ごみ袋料金等）の大幅な値上げを実施したことにより、燃やすごみの収集実績（表 3.10）について、毎年度減少傾向を示しています。また、資源回収量についても、減少傾向ですが店舗等の回収ステーションでの回収が増加したためと考えられます（表 3.5）。

多治見市区域における、1 年間の総収集ごみ量は平成 27 年度実績が 21,560t（資源含む）で、市民 1 人 1 日当たり 521g 排出していることになります。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 17 年 7 月に廃棄物処理手数料（ごみ袋料金等）の値上げを実施したことにより、市民 1 人 1 日当たり排出量は大幅に減少し、その後は、毎年度減少傾向となっています。収集運搬実績を表 3.10 に示します。

表 3.10 収集運搬実績

家庭ごみ収集量		(単位:t)						
年度/項目	20	21	22	23	24	25	26	27
家庭ごみ総収集量	24,595	24,901	24,193	24,757	23,887	22,697	21,855	21,560
一人一日総排出量(g)	574	583	568	585	567	541	524	521
一人一日あたりのごみ量(g)	488	486	475	489	480	469	464	461
人口(単位:人)	117,411	117,022	116,598	116,014	115,488	115,007	114,298	113,462
可燃ごみ	20,615	20,449	19,968	20,477	19,996	19,497	19,149	18,903
資源物	3,677	4,154	3,965	4,033	3,663	2,997	2,508	2,479
埋立ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
破碎ごみ	258	248	212	208	187	177	169	152
有害ごみ	45	50	48	39	41	26	29	26

※一日あたりのごみ量→資源量を外したごみ量。

人口は、毎年度 10 月 1 日現在

(2) 事業系ごみ

燃やすごみ、破碎ごみ及び資源のうち、事業系のものについては、持込みを原則としており、現在 13 社の一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業者の直接搬入によって、10,486t（平成 27 年度）の一般廃棄物が持ち込まれています。このなかで、燃やすごみは飲食店及び大規模店舗等の事業所によるものが多く、今後は、事業系の持込みごみの減量化が課題となっています。

なお、本市の場合は、陶磁器関連産業が地場産業となっているため、その支援と適正処理の観点から、産業廃棄物の併せ処理（「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により多治見市の一般廃棄物処理施設で受け入れることができる産業廃棄物を一般廃棄物と一緒に併せて処理）をしています。事業系一般廃棄物量と産業廃棄物量の実績を表 3.11 に示します。

表 3.11 事業系一般廃棄物量、産業廃棄物量の実績

(単位:t)

項目/年度	21	22	23	24	25	26	27
一般廃棄物合計	13,659	12,474	11,709	12,216	10,927	10,375	10,498
許可業者	8,199	7,968	7,487	7,764	8,398	7,977	8,179
事業所等	4,202	4,506	4,222	4,452	2,529	2,398	2,319
名古屋市搬入分	1,258	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物合計	2,153	1,853	2,112	2,404	2,181	2,399	2,429

(3)家電4品目の引取状況

平成 13 年度からは特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づいて、排出者が処理していますが、依頼がある場合は排出者から運搬料金を徴収した上で、大畑センター(笠原クリーンセンターは平成 28 年 3 月末で受け入れ休止)にて引き取り、メーカーの指定引取場所へ搬入を行っています。

平成 27 年度までの引取実績を表 3.12 に示します。

表 3.12 引取実績

大畑センター分

(単価:台)

品目/月	20	21	22	23	24	25	26	27	計
冷蔵庫	41	2	2	3	3	3	1	0	55
洗濯機・衣類乾燥機	17	4	4	0	4	1	1	0	31
テレビ	84	9	9	15	3	7	4	5	136
エアコン	8	1	1	2	0	0	2	1	15
計	150	16	16	20	10	11	8	6	237

笠原クリーンセンター分

(単価:台)

品目/月	20	21	22	23	24	25	26	27	計
冷蔵庫	15	7	0	0	1	0	0	0	23
洗濯機・衣類乾燥機	20	9	1	0	0	0	0	1	31
テレビ	56	7	0	2	0	2	1	3	71
エアコン	8	2	0	0	0	0	1	0	11
計	99	25	1	2	1	2	2	4	136

第4節 中間処理の現状

本市の中間処理施設は、ごみ焼却施設(三の倉センター)、破碎とビン手選別カレット化施設及びペットボトル減容処理施設(リサイクルストックヤード)及び生ごみ堆肥化とBDF(Bio Diesel Fuel:バイオディーゼル燃料)製造施設(堆肥化センター)です。

三の倉センターは、平成15年4月からコークスベッド式直接熔融炉が稼動しています。処理能力は170t/日であり、燃やすごみのほか、下水汚泥も焼却しています。また、焼却炉から排出される熔融スラグ、メタルは再資源化(リサイクル)しており、飛灰についてはキレート処理した後、コンクリート固化し最終処分場へ搬入しています。

燃やすごみは平成15年4月から稼動した焼却施設で焼却熔融処理しています。資源化効果の大きい焼却熔融処理を行い、1800度の高温で熔融するため、ダイオキシン等の有害物質を大幅に減らすことができます(ダイオキシンは、法定基準0.1ナノグラム※ $\text{Ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 、ナノグラムは10億分の1グラム)を大幅に下回る0.05ナノグラム以下に、硫黄酸化物や窒素酸化物も50ppm以下におさえることができます。下水汚泥・し尿汚泥についても同様に、焼却施設で焼却熔融処理します。

破碎ごみは、焼却場に併設するリサイクルストックヤードで破碎選別し、金属類を回収後、残渣を焼却熔融処理します。

資源のうち飲料缶(スチールとアルミ)は、選別後圧縮し、その他金属は破碎後選別します。ペットボトル等のプラスチック類とビン類は、リサイクルプラザで選別、減容・圧縮処理を行い、最終処分を除いた一体的な処理を推進しています。トレイは大畑センターにおいて、手選別作業を行い、再生業者へ引き渡しています。

また、資源のうち収集古紙と古着は、原則として、回収資源化業者へ直接搬入しますが、必要に応じて施設での一時保管と選別も進めます。

天ぷら油は、平成18年1月からは堆肥化センターで軽油の代替となるBDFに改質し、ごみ収集車(一部)の燃料として再利用しています。

粗大ごみは、再生利用価値の高いものはリサイクルプラザで簡易修繕後再利用を図り、それ以外は、破碎処理後金属を回収します。

有害ごみ(廃蛍光管、廃乾電池及び水銀体温計)は、一時保管後専門業者に処分を委託し資源化及び適正な処理を行っています。

家庭の陶磁器食器については、回収後大畑センターへ集積し、手選別にて異物を取り除いた後、業者へ粉碎処理を委託しています。

なお、大畑センターは、市民・事業者の資源物持込みセンターとしての機能を維持します。

笠原クリーンセンターは、平成11年3月に竣工し、同センター内に併設のリサイクルセンターでは、缶類、ビン類等持込み資源の一時保管をしていました。なお、焼却炉(処理能力18t/日)は、合理化のため、平成21年3月末に焼却炉を休止し、平成28年3月末をもって市民・事業者のごみや資源物の受け入れを休止しました。今後は、緊急時の一般廃棄物の受け入れ場所として機能を維持します。

平成 18 年1月からは、堆肥化センターが稼動し、小中学校及び市民病院の給食から排出される残菜や残飯、モデル地区や池田南地区の住民の協力により集められた生ごみの堆肥化及び分別収集された天ぷら油からのBDF製造を開始しています。

1.ごみ焼却施設の概要と処理実績

(1)ごみ焼却施設の概要

多治見市のごみ焼却施設、三の倉センターの概要を表 3.13 に示します。

表 3.13 三の倉センターの概要

項 目	仕 様
名称	多治見市三の倉センター
所在地	多治見市三の倉町猪場37
計画処理能力	170t/日 (85t/24h×2 系列)
処理対象物	一般都市ごみ(130t/日) 下水汚泥 (38t/日) し尿汚泥 (2t/日)
炉形式	コークスベット式直接熔融炉方式
①受入れ・供給設備	ピット・アンド・クレーン全自動(ごみピット 910t) 汚泥受入投入装置
②燃焼設備	コークスベット式直接熔融炉式(1700℃～1800℃)
③燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
④排ガス処理設備	バグフィルター 乾式塩化水素除去装置 ダイオキシン除去装置(活性炭吸込) NO _x 除去装置(触媒脱硝装置)
⑤排水処理設備	場内循環使用(クローズドシステム)
⑥通風設備	平衡通風方式
⑦余熱利用設備	発電(余剰分は電力会社へ売電)
⑧熔融物処理設備	コンベヤバンカ方式
⑨飛灰処理設備	薬剤処理バンカ方式
リサイクルプラザ	処理能力 34t/日 破碎施設(1次・2次破碎機)25t/日 資源化施設 3t/日 びんストックヤード 6t/日 再生施設(家具)
敷地面積	40, 500 m ²
建設年度	着工 平成 12 年8月 竣工 焼却場 平成 15 年3月 (リサイクルプラザの一部は平成 17 年3月完成)
設計・施工	新日本製鐵株式会社
総事業費	約127億円

(2)ごみ焼却実績

三の倉センターのごみ焼却実績を表 3.14 に示します。

表 3.14 ごみ焼却実績(三の倉センター分)

(単位:t)

区分／年度	21	22	23	24	25	26	27
三の倉センター焼却量	45,389	42,092	42,947	44,270	41,268	42,915	44,344
可燃(燃やすごみ)	37,266	33,691	34,403	35,866	33,116	34,841	36,073
下水・し尿汚泥	8,123	8,401	8,544	8,404	8,152	8,074	8,271
1日当焼却量 (t/日)	159	159	156	150	152	153	158
年間稼動日数(日)	285	265	275	296	271	281	281
稼動時間 1,2号延	13,468	12,872	13,073	13,145	12,367	13,074	13,189
副資材(コークス使用量)	3,451	3,042	3,164	3,108	2,876	2,921	2,924
スラグ搬出量	3,544	3,341	3,124	3,261	2,728	2,672	2,986
メタル搬出量	713	527	564	548	518	519	560
焼却飛灰	2,766	2,823	2,773	2,928	2,790	2,893	2,752
使用水量 (m ³)	43,705	44,618	47,777	48,752	47,723	42,086	49,144
使用電力量 (MWh)	12,238	11,950	12,094	12,338	11,835	12,009	12,527
発電量(MWh)	11,809	11,988	12,433	12,776	11,720	12,861	12,699
送電量(MWh)	1,224	1,479	1,507	1,556	1,333	1,846	1,411

2.ごみ焼却施設における環境測定状況

三の倉センターでは、周辺環境保全のため排ガス検査等を定期的に行い監視に努めています。

なお、三の倉センターの調査結果を表 3.15、表 3.16 に示します。

表 3.15 三の倉センターのダイオキシン調査結果
焼却施設

検査日	炉別	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	飛灰処理物 (ng-TEQ/g-dry)	スラグ (ng-TEQ/g-dry)	主灰 (ng-TEQ/g)
H22.12.20～21	1号	0.003600	-	0.85	0.0000064	-
	2号	0.005500				
H23.10.21	1号	0.001600	-	0.40	0.0000000	-
	2号	0.010000				
H24.7.5	1号	0.002500	-	0.63	0.0000075	-
	2号	0.001100				
H25.7.30	1号	0.001800	-	0.37	0.000000021	-
	2号	0.000120				
H26.10.24	1号	0.002200	-	0.29	0.000000000	-
	2号	0.004000				
H27.6.12	1号	0.001800	-	0.62	0.000031000	-
	2号	0.003600				

※排ガス基準 80ng-TEQ/g(平成14年11月まで)、5ng-TEQ/g(平成14年12月1月から)

※排ガス(三の倉センター自主基準0.05ng-TEQ/m³N)

表 3.16 三の倉センターの周辺土壌

検査日	採取場所	土壌 (pg-TEQ/g)
H23.8.30	三の倉センター周辺	1.1
H24.8.17	三の倉センター周辺	5.3
H25.8.30	三の倉センター周辺	20.0
H26.9.10	三の倉センター周辺	0.19
H27.9.28	三の倉センター周辺	2.40

※土壌基準暫定ガイドライン 1,000pg-TEQ/g

3.生ごみ堆肥化及びBDF製造施設の概要

ごみ減量の推進には、現行の燃やすごみの約2割を占める生ごみの資源化が不可欠です。焼却炉において生ごみを焼却処理することも可能ですが、少しでも資源化を促進するために、平成18年1月から堆肥化センターの運用を開始し、生ごみの資源化方法について、学校給食や市民病院給食の残渣をもとに、モデル地区や池田南地区の住民協力を得ながら調査、研究を進めています。

また、分別収集等で回収される天ぷら油(植物性)をBDFとして精製し、一部の収集車用燃料として利用しています。

なお、堆肥化センターの概要を表3.17に、堆肥化及びBDF製造実績を表3.18に示します。

表 3.17 堆肥化センター概要

所 在 地	多治見市三の倉町猪場 37 番地
敷 地 面 積	1,400 m ²
施 設 概 要	1) 堆肥化プラント 堆肥舎(鉄骨造平屋 243 m ²) 堆肥化プラント(高速1次発酵機1基・自動投入機1基) 堆肥熟成槽・事務所・合併浄化槽・保管庫
	2) B D F プラント B D F 製造棟(鉄骨造平屋 50 m ²) B D F 製造装置・給油装置
処 理 能 力	1) 堆肥化プラント 最大処理能力 1,000kg/日
	2) B D F プラント 100 ㍓/日
処 理 方 式	1) 堆肥化プラント 一次高速発酵処理(好気性高熱菌による高速発酵) + 二次発酵処理
	2) B D F 製造施設 メチルエステル化法
処 理 対 象 物	1) 堆肥化プラント 一般食品残渣
	2) B D F プラント 植物性廃食油
総 事 業 費	約 0.85 億円

表 3.18 堆肥排出量及びBDF製造量

項目/年度	22	23	24	25	26	27
堆肥化プラント						
搬入量(kg)	144,800	146,730	150,000	137,357	138,423	137,761
搬出量(kg)	52,000	55,104	56,000	54,925	38,093	34,514
BDF製造施設						
搬入量(㍓)	39,400	30,340	38,000	37,015	39,800	36,755
製造量(㍓)	25,700	22,413	13,000	5,952	5,394	3,999

第5節 最終処分

1. 最終処分場の概要と処理実績

本市における最終処分場は、管理型・安定型処分場を有する大畑センターと笠原クリーンセンターがあります。

旧笠原町との合併以前、管理型処分場を保有していない本市の最終処分は、名古屋市愛岐処分場に依存しており、ごみ焼却施設からの焼却残渣や収集された埋立ごみ(粗大ごみ含む)を埋め立てていました。

その後、平成 15 年度には焼却施設(三の倉センター)を更新し、熔融炉を導入したことにより、従来埋立処分されていた廃プラスチック・ビニール類を焼却することとなったため、熔融炉から発生する飛灰のみを名古屋市愛岐処分場に持ち込んでいました。

こうした最終処分の状況を改善し、区域内の廃棄物は自己処理するという原則を実現するため、平成 22 年度に、クローズドシステム(屋根付きで雨水を場内に入れない仕組み)による最終処分場を建設しました。

(1) 大畑センターの概要

大畑センターは、昭和 47 年から安定型処分場を、平成 22 年6月から管理型処分場を開設し、受け入れを行っています。対象としては、一般家庭から出る廃棄物と事業所から出る産業廃棄物のうち、市内で発生した少量のものに限り、受け入れを行っています。また、三の倉センターでの焼却処分後に発生する飛灰固化物を受け入れています。さらに、他センターと同様、一般家庭から出る資源ごみの常設ステーションとして機能しています。なお、大畑センターの概要を表 3.19 に示します。

表 3.19 大畑センターの概要

名称	大畑センター
所在地	多治見市大畑町大洞48-35
総面積	114,771㎡
(安定型最終処分場)	
開設	昭和47年6月
埋立面積	81,888㎡
埋立容量	2,320,729m ³
埋立残容量	128,425m ³ (27年度末)
排水処理	無し
埋立物	安定五品目の内、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
(管理型最終処分場)	
開設	平成22年6月
埋立面積	4,260㎡
埋立容量	35,000m ³
残余容量	28,283m ³ (27年度末)
排水処理	無し(屋根付クローズドシステム)
埋立物	三の倉センターで排出される飛灰固化物
(その他施設)	
資源ストックヤード	410㎡
作業場	305㎡(旧圧縮処理施設:平成23年に設備撤去)

(2) 笠原クリーンセンターの概要（平成 28 年 3 月末で受け入れ休止）

一般廃棄物最終処分場として、昭和 40 年 1 月に開設され、現在では安定型最終処分場、管理型最終処分場、浸出水処理施設を併せもった施設です。

安定型最終処分場は、昭和 51 年 4 月に開設され、安定型 5 品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類）の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類の埋立を行ってきました。

管理型最終処分場は、平成 7 年 4 月に開設され、これまで、焼却灰、不燃ごみ、汚泥の埋立を行っていました。埋立地から出る浸出水は、超軟質塩化ビニールで土壌には染み込まないようになり、継続して併設された浸出水処理施設にて適正に水処理をしています。

平成 28 年 4 月以降は、災害や火災などの緊急時の埋立廃棄物処理に対応しています。

なお、笠原クリーンセンターの概要は表 3.20 に示します。

表 3.20 笠原クリーンセンターの概要

名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	多治見市笠原町 4022-7
埋立処分地施設	安定型最終処分場 管理型最終処分場 浸出水処理施設
(安定型最終処分場)	
埋立方法・方式	山間埋立 サンドイッチ方式
埋立面積	85,535 m ²
埋立容量	1,451,795 m ³
埋立残余容量	106,962 m ³ (平成 27 年度末現在)
埋立物の種類	安定型 5 品目のうち、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
(管理型最終処分場)	
埋立方法・方式	準好気性埋立構造 サンドイッチ方式
埋立面積	6,100 m ²
埋立容量	30,242 m ³
埋立残余容量	30,101 m ³ (平成 27 年度末現在)
埋立物の種類	焼却灰、不燃ごみ、汚泥
(浸出水処理施設)	
	日処理量 25 m ³

(3)最終処分実績

最終処分実績を表 3.21、表 3.22 に示します。

表 3.21 埋立実績(大畑センター及び愛岐処分場)

(単位:t)

区分/年度	21	22	23	24	25	26	27
大畑センター埋立量合計	1,006	3,215	3,235	2,559	2,631	2,871	2,141
安定型 一般廃棄物	389	1,017	932	421	380	455	164
産業廃棄物	617	450	612	656	606	639	334
管理型 焼却飛灰(固形物)	-	1,748	1,691	1,482	1,645	1,777	1,643
愛岐処分場							
三の倉センター焼却飛灰	2,766	1,075	1,083	1,445	1,146	1,116	1,105
合 計	3,772	4,290	3,866	4,004	3,777	3,987	3,246

表 3.22 埋立実績(笠原クリーンセンター)

(単位:t)

項目/年度	22	23	24	25	26	27
安定型搬入量	602	796	820	570	458	1,193
管理型搬入量	134	6	101	179	23	141

(4)大畑センターにおける環境測定状況

大畑センターでは、周辺環境保全のため水質検査を定期的に行い監視に努めています。

なお、表 3.23 にダイオキシン調査結果を、表 3.24 に放流水検査結果を示します。

表 3.23 ダイオキシン調査

検査日	放流水 (pg-TEQ/L)	地下水(堰堤下) (pg-TEQ/L)
H23.10.19	0.007	0.032
H24.8.20	0.0034	0.280
H25.8.30	0.022	0.740
H26.9.11	0.0039	0.410
H27.9.28	0.031	0.330

※放流水基準 10pg-TEQ/l、地下水 基準なし

表 3.24 放流水検査結果

検査項目/年度		23	24	25	26	27	※1排水基準
pH		7.6	7.6	7.5	7.4	7.3	5.8-8.6
BOD	mg/l	3.3	1.6	2.5	3.0	2.2	60以下
COD	mg/l	2.8	3.7	3.4	3.4	3.0	90以下
SS	mg/l	4.0	5.0	4.0	5.0	2.0	60以下
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量	mg/l	0.04	0.04	0.05	0.06	0.08	2以下
溶解性鉄含有量	mg/l	0.18	0.21	0.06	0.28	0.13	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/l	0.17	0.20	0.23	0.16	0.14	10以下
クロム含有量	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数	個/ml	43	5	19	24	11	3000以下
窒素含有量	mg/l	4.5	3.9	4.1	4.3	3.7	120以下
燐含有量	mg/l	0.039	0.037	0.025	0.056	0.019	16以下
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機燐化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物	mg/l	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン	mg/l	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/l	1.1	1.1	1.2	1.0	1.2	50以下
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.2	0.1	0.1未満	0.1未満	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	3.1	2.8	3	3	2.9	※2
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準 別表第1

※2 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

(5)笠原クリーンセンターにおける環境測定状況

笠原クリーンセンターでは、周辺環境を十分に配慮するため、水質検査を定期的に行い監視に努めています。なお、検査結果を表 3.25、表 3.26 に示します。

表 3.25 ダイオキシン調査結果

検査日	放流水 (pg-TEQ/L)	地下水 (pg-TEQ/L)
H23.10.19	0.0027	0.0280
H24.8.20	0.0036	0.0120
H25.8.30	0.037	0.0190
H26.9.11	0.00024	0.0140
H27.9.28	0.000032	0.0130

※放流水基準 10pg-TEQ/L、地下水 基準なし

表 3.26 放流水調査結果

処理水の性状

検査項目/年度	23	24	25	26	27	※1排水基準
pH	8.1	8.0	8.0	8.0	7.8	5.8-8.6
BOD mg/l	0.5未満	0.6	0.5未満	0.8	0.5未満	60以下
COD mg/l	2.9	3.8	3.1	2.0	1.3	90以下
SS mg/l	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/l	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04	2以下
溶解性鉄含有量 mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02	0.02未満	10以下
クロム含有量 mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 個/ml	30	8	3	360	0	3000以下
窒素含有量 mg/l	3.7	5.4	4.5	3.5	2.7	120以下
燐含有量 mg/l	0.025	0.024	0.018	0.042	0.046	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機燐化合物 mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/l	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/l	0.0005未満	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/l	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/l	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/l	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/l	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/l	0.7	1	0.6	0.7	0.8	50以下
ふっ素及びその化合物 mg/l	0.2	0.2	0.1	0.1未満	0.1未満	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l	3.1	4.6	4.1	3.2	2.6	※2
1,4-ジオキサン mg/l	-	-	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準 別表第1

※2 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

2.ごみの処理主体

本市におけるごみの処理主体は、次のとおりです。

1.収集・運搬

家庭ごみ(可燃、破碎及び粗大)の収集・運搬は、多治見地区は直営とし、旧笠原地区は委託とします。また、資源(廃乾電池、廃蛍光管及び天ぷら油を含みます。)の収集・運搬は、多治見市全域で委託しています。

2.中間処理

三の倉センターの運転管理及び堆肥化センターについては委託しています。

3.最終処分

現在の最終処分場の運営・管理については、大畑センター及び笠原クリーンセンターと一体的に管理します。

また、周辺環境への重大な影響が懸念されているため、搬入ごみの検査や環境調査等の継続的实施、また、市民による監視体制も考慮していきます。

＊ 産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲で処理を行うものとします。

第6節 現況におけるごみ処理の課題

家庭ごみの 23 分別収集や焼却場での溶融炉の導入、堆肥化センターにおける生ごみ堆肥化事業の実施等、ごみの減量と資源化に取り組んでいるところですが、平成 23 年度に行った中間検証と見直しを行なった循環型社会システム構想の最終目標である「家庭系ごみの資源化率40%」の実現はできませんでしたが、継続して市民と事業者と行政が一体となった取り組みを更に進めていく必要があります。

1.排出抑制・再資源化

平成 29 年度以降も家庭系の燃やすごみの約2割を占める生ごみの減量・再資源化(リサイクル)を推進することが課題です。

一方、家庭系の燃やすごみに比較し、事業系の燃やすごみの増加率が著しい状況から、平成 17 年7月には、家庭ごみと合わせて処理手数料の値上げを実施したところですが、今後は、一般事業所のごみ減量策の検討が必要です。

毎年、三の倉センターでごみの組成分析を行っていますが、およそ 4 割が紙・布類、2 割が厨芥類（生ごみ）、2 割が木質類という結果が出ています。分析結果（水分を除去した後の重量比）を表 3.27 に示します。

表 3.27 可燃ごみ（家庭系及び事業系）の組成

	紙・布類	厨芥類	プラスチック類他	木質類	不燃物類他
（三の倉センターで毎年行う組成分析割合 （平成 27 年度の平均）	44.7%	17.3%	17.7%	17.8%	2.5%

2.収集・運搬

収集・運搬体制については、市全体の組織体系のなかで整合のとれた体制にしていく必要があります。

また、独居高齢者等の排出困難者に対する収集について、検討していく必要があります。

3.中間処理

三の倉センターの長寿命化(稼動期間の延命化)と焼却時の高効率化による二酸化炭素排出量削減を目的に平成 23 年度から4年間をかけ改良工事を行いました。今後も定期的な修繕を実施するとともに、焼却場から発生するダイオキシン等の有害物質の監視、リサイクルプラザ等の施設の有効利用をしていきます。

また、堆肥化センターは、学校給食センターや市民病院からの調理残渣や残飯等の再資源化(リサイクル)を行い、引き続き生ごみの再資源化(リサイクル)を促進していきます。

4.最終処分

大畑センターは、平成 15 年4月に現焼却場が本格稼動してからは、焼却溶融可能なものが増えたため、工作物の除去に伴うコンクリート破片、廃陶磁器等に限り受け入れています。また、管理型処分場では、三の倉センターから排出される飛灰を埋立処分しています。

笠原クリーンセンターは、安定型処分場と管理型処分場を併設していますが、平成 21 年3月の焼却停止に伴い、安定型5品目の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類のみの埋立てとなっています。

今後は、排出事業者に対する減量化指導、搬入制限の強化等の施策が必要です。

5.啓発と具体的行動

循環型社会システム構想の基本理念を継続するためには、市民と事業者と行政がそれぞれの立場で行動することが必要になりますが、特に行政には、次のような行動が求められています。

- ①積極的な情報の開示・提供と交流の場の設定
- ②市民、事業者の自主的な行動に対する支援
- ③一事業者としての側面を持つ行政の自律的改善

【具体的行動の基本原則】

(1)ごみ減量、再資源化(リサイクル)の優先順位(4R: Refuse、Reduce、Reuse、Recycle の推進)

- ①廃棄物をできるかぎり出さない。(Refuse、Reduce)
- ②同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- ③物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)

④エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)

⑤やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

(2)アプローチするステージ

①モノやサービスの生産・流通段階

②消費・利用段階

③回収・廃棄段階

(3)つくりあげ維持する手法

①市民と事業者と行政は、できるかぎり情報を共有する。

②自主的な取り組みの積み重ねとそのネットワークによって社会全体のシステムに高めていく。

③ごみの減量やリサイクルに努力した者が報われる。

④品目ごとに年次目標を設定し、市民と事業者と行政が協力して常に点検と見直しを実施する。

第4章 ごみ処理基本計画

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正法、容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)、資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)、建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)、自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)が整備され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成していくための方向性と枠組みが示されました。また、平成25年4月1日より、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されることとなりました。

本市はこれらの法に基づいたごみ処理を推進するとともに、環境に優しい暮らしを実現できるよう努めるものとします。

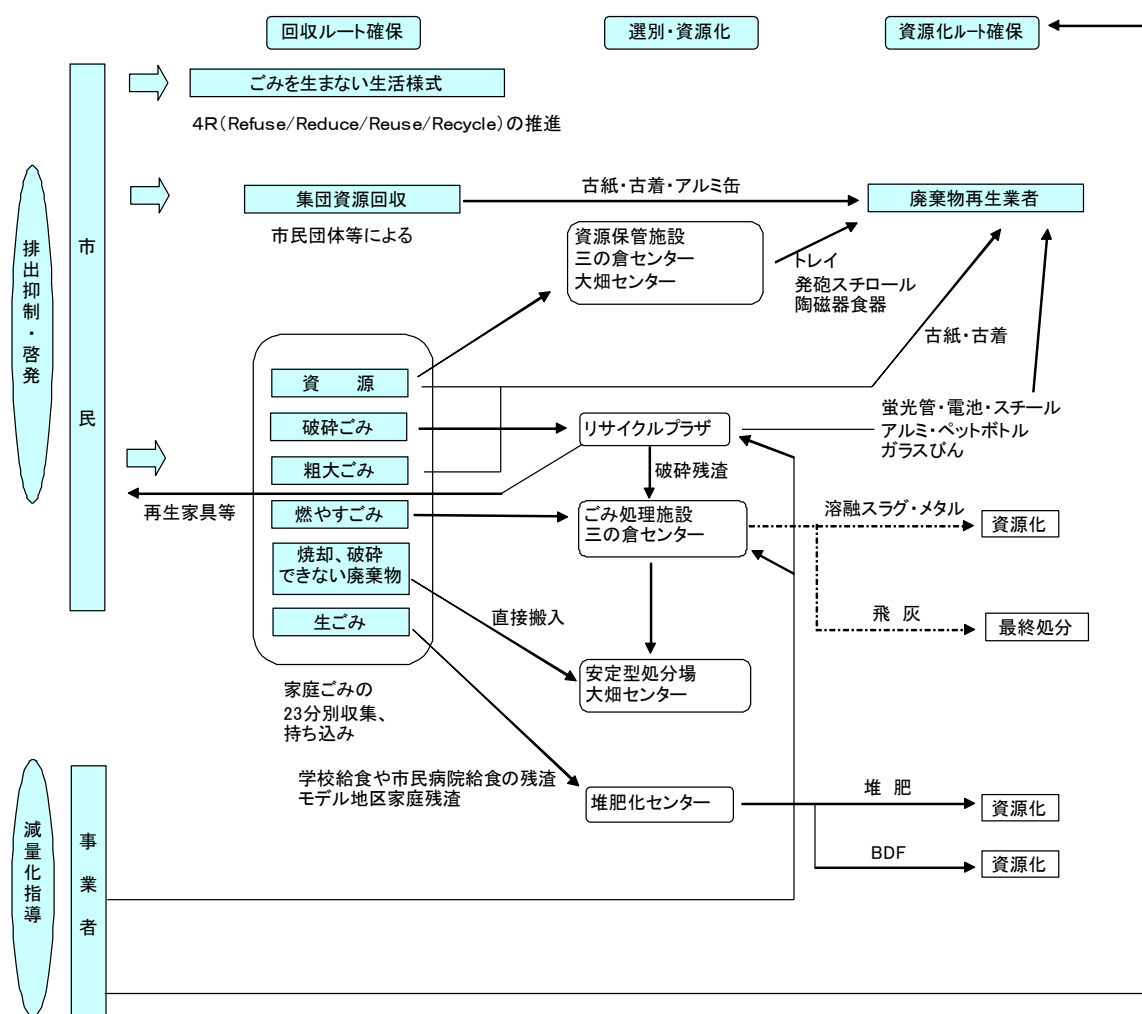
第1節 排出抑制・再資源化計画

1.ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

ごみを生まない生活様式の確立に向けて、4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の推進やグリーン購入等具体的な行動様式を提案するとともに、「もったいない」意識を持ち、市民自らが考え、行動する方策を進めます。一方、ごみの発生後の方策として、市民と事業者と行政が、それぞれの排出源で抑制策を講ずるとともに、ごみの減量化及び再資源化のための施設整備を行い、最終処分量の最小化に努め、「ごみゼロ」を目指します。

特に、排出源での排出抑制に向けて、市民及び事業者に対し、ごみ処理の現状を知らせ、考え、行動してもらうために、具体的なごみ減量の目標と方策を示していきます。ごみの適正処理と資源化についての体系を図5.1に示します。

図 5.1 ごみの適正処理と資源化



2. 排出抑制・再資源化の方法及び資源化量

資源化施設としては、焼却場にリサイクルプラザを併設していますが、大畑センターも、資源物の持ち込みセンターとして位置付けています。

また、資源集団回収奨励金制度や生ごみ処理容器補助制度については、市況の変動や普及率を反映しながら引き続き支援していきます。資源集団回収量及び資源化量の予測値を表 5.1 に示します。

表 5.1 総排出抑制・資源化量等の予測

(単位:t)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口予測(人)	109,177	108,497	107,817	107,089	106,229	105,369	104,509	103,649	102,781	101,381
集団資源回収	2,496	2,480	2,465	2,448	2,429	2,409	2,389	2,370	2,350	2,318
収集資源(ビン類)	466	463	460	457	453	449	446	442	438	432
収集資源(金属類)	213	211	210	209	207	205	204	202	200	197
収集資源(紙・布類)	1,518	1,509	1,499	1,489	1,477	1,465	1,453	1,442	1,429	1,410
収集資源(プラスチック類)	133	132	131	130	129	128	127	126	125	123
収集資源(天ぷら油・陶磁器)	55	55	54	54	53	53	53	52	52	51
プラザ回収資源(ビン、金属、プラ類)	369	366	364	361	359	356	353	350	347	342
プラザ回収資源(紙・布類)	402	399	397	394	391	388	384	381	378	373

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

(1)排出抑制・再資源化の具体的方法

循環型社会システム構想の目標（平成 27 年度までの計画）として掲げていた資源化率 40%を達成するために、減量しなければならないごみの量（平成 27 年度実績での試算）は、下記の通りです。

【減量する家庭系ごみの内訳 1 年あたり】

紙・布類	厨芥類	草木類	プラスチック容器包装類	その他品目を含め 合計 約 3,100 t
分別の PR・啓発を強化します。 ※1 人 15kg の削減	生ごみ処理機等の普及を継続します。 ※ 1 世帯 10kg の削減	排出できる環境整備をします。 ※1 世帯（戸建世帯）10kg の削減	今のトレイ以外の容器包装類も分別していきます。 ※1 人 5kg の削減	
1,400t	530t	560t	560t	

資源化率 40%を達成するため、次のような方策に取り組みます。

①家庭ごみの分別収集の更なる推進

家庭ごみの多くを占める紙類の分別啓発を強化します。また、ミックスペーパー（カーボン紙・アルミ等異物が付いた紙）の資源化に向け、調査研究を行います。

②ごみ処理料金体系の定期的な検討（排出者負担の公平性確保）

ごみの減量と再資源化（リサイクル）促進、排出者負担の公平性のため指定ごみ袋の料金や焼却場・処分場への持込み料金（事業ごみも含む）を社会状況等に応じて見直します。

③事業所のごみ減量化策の検討と指導

ごみ減量計画の作成等、大規模事業所に対する指導を進めます。また、事業ごみ（食品廃棄物を含む）の減量策を検討します。

④家庭の生ごみ堆肥化の取り組み誘導等の促進

家庭用生ごみ処理機購入補助の見直しと普及を図ります。

⑤草木類のリサイクルのための環境整備

伐採した草木類の資源化（堆肥）について、モデル実施地域の継続と他地域での実施を検討します。

⑥焼却により発生するスラグ等の再資源化（リサイクル）推進

スラグ等の再資源化（リサイクル）推進や飛灰の再資源化に関する調査研究を行います。

⑦エコ商品の購入促進

環境への負荷が少ない製品やサービスの優先的購入を勧めます。

⑧プラスチック容器包装類の再資源化（リサイクル）

プラスチック容器包装類の再資源化（リサイクル）について調査研究を行います。

⑨不法投棄パトロールの継続

不法投棄防止のための市内パトロールを継続して実施します。

第2節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬に関する目標

身近な環境保全と市民生活を維持するため、排出抑制されてもなお生ずるごみを適正処理するため、全域を収集対象区域として排出品目に応じた収集を実施します。

計画目標 { 収集サービスの向上(排出困難者への対応)
収集運搬の効率化(ごみステーションの整理、収集車両の整備)

2. 収集区域と人口

収集対象区域は、本市の行政区域全域とします。

計画収集人口については、次のとおりとします。

平成 29 年度(基準年)	109,177 人
平成 33 年度	106,229 人
平成 38 年度	101,381 人

3. 収集・運搬方法及び量

(1) 排出の方法

① ごみの区分と排出方法

平成 24 年4月からは、これまでの 23 分別収集に家庭の陶磁器食器を加え、「23 分別+1」として収集しています。

家電製品(家電リサイクル法で定める品目を除きます。)等、金属とその他の素材の複合物は、平成 15 年より「破碎ごみ」という区分になり、破碎・磁選施設を導入し、分解する手間がなくなりました。平成 23 年7月から、国のモデル事業として、家電製品からの希少金属の回収も実施しています。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されることから、引き続き実施します。

ごみの排出方法については、燃やすごみと破碎ごみは市指定のごみ袋を用い、資源は地域で決められたリサイクルステーションの回収容器に分別して排出します。また、袋に入らない大型のごみは、粗大ごみシールの貼付が必要です。

なお、生ごみの資源化については、平成 18 年1月から堆肥化センターの運用を開始し、市民の協力を得て堆肥化事業を実施しています。それらの状況をみつつ、本市のごみ処理の状況に応じて、排出方法を検討します。

ごみの分別と収集回数を表 5.2 に、分別区分と排出方法を表 5.3 に示します。

表 5.2 ごみの分別と収集回数

区分	内容	収集回数
燃やすごみ	資源化できない紙類、資源化できない布類、生ごみ、木切れ、草木、紙おむつ、ビニール類、プラスチック類、ゴム類など	週2回
破碎ごみ	電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)などの金属との複合物	月1回
資源	金属類、紙類、布類、ビン類、ペットボトル、白色発泡トレイ、色柄発泡トレイ・発泡スチロール	月1回
有害ごみ てんぷら油 陶磁器食器	乾電池、水銀体温計、蛍光管、陶磁器製食器	3ヶ月に1回
粗大ごみ	可燃:木製家具、寝具など 破碎:大型電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)、金属を含む大型家具など	素材により「燃やすごみ」か「破碎ごみ」のいずれかに排出

表 5.3 分別区分と排出方法

搬出区分		収集回数	排出方法	収集車両	搬入先
カン・金属類	飲料缶(アルミ・スチール)※1ℓまで	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター
	その他金属類(アルミ・スチール)※1ℓ超の飲料缶を含む				大畑センター
紙類	新聞紙・折込チラシ	月1回	リサイクルステーションへ排出		民間ストックヤード
	雑誌類・ざつ紙類				
	段ボール				
	飲料用パック				
布類	布・古着類	月1回	リサイクルステーションへ排出		三の倉センター
生きビン	ビールビン	月1回	リサイクルステーションへ排出		
	一升ビン				
雑ビン	無色透明・白色	月1回	リサイクルステーションへ排出		
	茶色				
	青色・緑色				
	黒色				
	その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品				
ペット・発泡類	ペットボトル	月1回	リサイクルステーションへ排出	三の倉センター	
	白色発泡トレイ			大畑センター	
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール			三の倉センター	
てんぷら油	てんぷら油	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出	三の倉センター	
有害ごみ	乾電池・水銀体温計	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出	三の倉センター	
	蛍光管				
陶磁器食器	陶磁器食器	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出	大畑センター	
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋を使用し、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター
破碎ごみ		月1回			
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破碎ごみのいずれかに排出	粗大ごみシールを貼って、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター

②排出時間

ごみの排出時間は、収集当日の午前8時 30 分までとします。

③住民への周知・指導

ごみの排出方法については、収集カレンダー及び冊子、チラシ、「広報たじみ」、「FM たじみ (ピピ)」等を利用して、住民への周知と理解、協力を求めるとともに、要望に応じておとどけセミナーを開催します。

(2)収集・運搬の方法

①収集・運搬方式

・燃やすごみ

パッカー車(機械式収集運搬車)による収集・運搬方式とします。

・破碎ごみ

パッカー車による収集・運搬方式とします。

・資源

パッカー車及び低床トラック(手積式収集運搬車)による収集・運搬方式を原則とします。なお、委託業者の運用により変更はあり得ます。

・粗大ごみ、有害ごみ

パッカー車及び低床トラックによる運搬方式とします。

②収集方式

ごみステーション、リサイクルステーション回収方式とします。

③収集回数

収集回数を表 5.3 に示します。

④収集・運搬時間帯

収集・運搬の時間帯は、8:30～17:00 とします。

(3)収集・運搬対象ごみ量

収集・運搬対象ごみ量の将来予測量を表 5.4 に示します。

表 5.4 将来の収集・運搬対象ごみ

(単位:t)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口予測(人)	109,177	108,497	107,817	107,089	106,229	105,369	104,509	103,649	102,781	101,381
可燃ごみ	18,189	18,076	17,963	17,841	17,698	17,555	17,411	17,268	17,124	16,890
資源物	2,385	2,371	2,356	2,340	2,321	2,302	2,283	2,265	2,246	2,215
破碎ごみ	146	145	144	143	142	141	140	139	138	136
有害ごみ	25	25	25	25	24	24	24	24	24	23

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

第3節 中間処理

1. 中間処理に関する目標

循環型社会システム構想に沿って、生ごみの資源化対策を実施し、一層の減量化、資源化を促進します。

2. 中間処理対象ごみ及び量

(1) 中間処理対象ごみを次のように設定します。

【焼却処理】

- ・「燃やすごみ」
- ・リサイクルプラザからの「破碎残渣」
- ・「し尿汚泥」
- ・「下水汚泥」

【破碎・選別処理】

- ・「破碎ごみ」
- ・「粗大ごみ」
- ・「金属類」

※ 収集した「破碎ごみ」のうち、「小型家電（コンセントもしくは電池・バッテリーで動くもので、家電リサイクル法の対象品目を除く電化製品）」については、職員により「高品位・低品位の家電」とそれ以外の家電に分別した上で、民間業者に売却

【選別・減容・圧縮処理】

- ・「ビン類」
- ・「プラスチック類」
- ・「飲料缶」
- ・「蛍光管」
- ・「陶磁器食器」

※ 収集した「古紙・古着類」は民間業者のストックヤードへ直接搬入

※ 収集後選別した陶磁器製食器は、民間業者へ搬入し粉碎処理

【堆肥化处理】

- ・「生ごみ（一部）」

【BDF製造】

- ・「天ぷら油」

(2) 将来の中間処理対象ごみ量

中間処理対象ごみ量の予測(焼却量)を表 5.5 に、中間処理対象ごみ量の予測(資源化量)を表 5.6 に示します

表 5.5 中間処理対象ごみ量の予測(焼却量)

(単位:t)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口予測(人)	109,177	108,497	107,817	107,089	106,229	105,369	104,509	103,649	102,781	101,381
可燃ごみ	30,432	30,242	30,053	29,850	29,610	29,370	29,130	28,891	28,649	28,259
し尿・下水汚泥	7,841	7,792	7,744	7,691	7,630	7,568	7,506	7,444	7,382	7,281
計	38,273	38,034	37,796	37,541	37,239	36,938	36,636	36,335	36,031	35,540

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

表 5.6 中間処理対象ごみ量の予測(資源化量)

(単位:t)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口予測(人)	109,177	108,497	107,817	107,089	106,229	105,369	104,509	103,649	102,781	101,381
集団資源回収	2,496	2,480	2,465	2,448	2,429	2,409	2,389	2,370	2,350	2,318
収集資源(ビン類)	466	463	460	457	453	449	446	442	438	432
収集資源(金属類)	213	211	210	209	207	205	204	202	200	197
収集資源(紙・布類)	1,518	1,509	1,499	1,489	1,477	1,465	1,453	1,442	1,429	1,410
収集資源(プラスチック類)	133	132	131	130	129	128	127	126	125	123
収集資源(天ぷら油・陶磁器)	55	55	54	54	53	53	53	52	52	51
プラザ回収資源(ビン、金属、プラ類)	369	366	364	361	359	356	353	350	347	342
プラザ回収資源(紙・布類)	402	399	397	394	391	388	384	381	378	373

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

3. 運転管理計画

(1) 施設の管理

ごみ処理施設の全般的管理は、本市が自ら行うこととします。なお、焼却施設の運転等については、民間委託しています。

(2) 施設の運転計画

施設の運転計画は、ごみ発生量の経年的増加及び季節変動、施設の定期修繕等に十分対応できるよう、運転計画を検討します。

(3) 維持管理計画

施設の維持管理については、基本的に「廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」の各事項に準じて行うものとします。また、三の倉センターは焼却施設とリサイクルプラザとも高度な機械設備となっていることから、トラブル防止等、常に研修等により安全かつ経済的な管理技術の向上を図るとともに、操業については、専門業者に委託します。

また、平成 23 年度から長寿命化を目的とした改良工事を実施しており、今後も計画的な修繕を実施していきます。

(4)情報の公開

周辺住民をはじめ、市民から信頼の得られる施設としていくため、運転状況、維持管理状況(搬入ごみ量・質、検査データ等)について適切に情報を公開します。

4. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法

焼却処理に伴い発生する熱を利用し、焼却施設では場内給湯のほか発電を行います。発電した電力は焼却施設とリサイクルプラザの動力源や場内冷暖房用に使用し、さらに余った電力は売電します。

5. 焼却により発生する溶融スラグとメタルの資源化

(1)溶融スラグの資源化

発生した溶融スラグは、道路の舗装やコンクリートの二次製品等の建設資材として再利用し、資源化に努めます。また、JIS 認証により、品質管理の担保ができたことから、新たな利用ルートの開拓にも力を注ぐとともに、別の資源化ルートに関しても検討します。

(2)メタルの資源化

発生したメタルは、資源として金属回収業者に売却します。

6. 分別により収集された資源の処理

家庭から 23 分別により収集された資源については、品目ごとに有効な方法で、再生利用を行うため回収業者へ引き渡します。天ぷら油は、堆肥化センターで処理しBDFを製造します。

第 4 節 最終処分計画

1.最終処分に関する目標

施設をできるだけ延命するためにも、市民と事業者と行政が一体となり、さらなる排出抑制や減量・資源化を図るとともに、溶融スラグの全量資源化及び最終処分量の縮減を目標としていきます。

なお、施設については「一般廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」を遵守するとともに、十分な環境保全対策と住民による監視体制を含めた適切な維持管理を進めます。

また、市内事業所から発生する産業廃棄物については、三の倉センター、大畑センター及び笠原クリーンセンターで処理できるものを除き、事業者の自己責任で処理されるよう制度の徹底と指導の強化に努めます。

2.最終処分の方法

飛灰はキレート処理し、コンクリート固化したものを埋立処分します。

大畑センターの安定型処分場では、陶磁器くずとコンクリート破片の埋立処分を、笠原クリーンセンターは、安定型5品目の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類の埋立処分を行います。

(1)埋立処分量

埋立処分量の予測結果を表 5.7 に示します。

表 5.7 埋立処分量の予測

(単位:t)

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口予測(人)	109,177	108,497	107,817	107,089	106,229	105,369	104,509	103,649	102,781	101,381
飛灰	1,581	1,571	1,561	1,551	1,538	1,526	1,513	1,501	1,488	1,468
埋め立て処分量【大畑】	479	476	473	470	466	462	459	455	451	445
埋め立て処分量【笠原】	1,148	1,141	1,134	1,126	1,117	1,108	1,099	1,090	1,081	1,066
計	3,208	3,188	3,168	3,147	3,121	3,096	3,071	3,046	3,020	2,979

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

3.跡地利用計画

大畑センター最終処分場の埋立終了後は、最終覆土を実施します。大畑センターの一部は都市計画施設の墓地公園内に位置していることから、跡地利用は制約を受けますが、周辺状況及び住民の要望を考慮し、次期の本計画(平成 39 年度～)において、具体的な跡地利用計画について検討していきます。

笠原クリーンセンター内最終処分場の埋立終了後は、最終覆土を実施します。跡地利用については、周辺状況及び住民の要望を考慮して検討します。

第 5 節 啓発・環境教育

1.啓発

(1)啓発の目的

排出されたごみを収集、処理、処分するだけでは廃棄物問題は解決しません。今後、循環型社会の構築に向けて、4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の推進に視点を据えて、市民と事業者と行政が一体となって行動するような啓発活動を行っていきます。

(2)啓発の方法

分別排出の重要性、ごみの減量及び資源の有効利用について、次に示すような方法等により啓発を行います。

①メディアを用いた方策

- ・広報紙に廃棄物処理の啓発記事を掲載します。
- ・FM たじみ (ピピ) でごみに関する情報を定期的に放送します。
- ・ホームページにてごみの減量や再資源化(リサイクル)について啓発します。

②環境イベント等の開催

環境イベント等を開催し、ごみ減量や再資源化(リサイクル)の重要性について啓発します。

③ごみ減量協力店の拡大

再生品の販売や簡易包装の推進等、ごみ減量や再資源化(リサイクル)に取り組んでいる市内のスーパー、商店等をごみ減量協力店として認定し、再生品の利用拡大及び簡易包装、レジ袋削減等の拡大を図ります。

④おとどけセミナー等の実施

おとどけセミナーやごみ処理施設の見学会の実施等により、市民や事業者に対して、ごみの減量及び資源の有効利用、ごみ処理施設の現状と課題、処理経費の縮減対策等の情報を提供します。

2.環境教育

(1)環境教育の目的

幼児から社会人までの各段階において、環境教育を実施することにより、本市の廃棄物行政についての正しい理解と日常生活のなかでの「もったいない」意識の育成と実践、定着化を図ります。

(2)環境教育の方法

①幼稚園、保育園、学校教育における環境教育

身近なごみの減量化の紹介等を通じ、幼児期からごみ減量や再資源化(リサイクル)意識の定着化を図り、4Rの実践や家庭ごみの23+1分別収集の取り組み、資源集団回収の取り組み、施設見学等の体験学習、外部講師による授業、生ごみ処理の実施等環境モデル校の活動強化を図ります。

②リサイクルプラザの活用

平成15年度に運用を開始したリサイクルプラザを活用し、再資源化(リサイクル)情報の提供とともに、市民自らによる簡易修繕、再生品や不用品等の展示及び交換の場を提供し、紙すき等のリサイクルの実践を体験できる場を設けます。

③市民向け講座等の開催

エコクッキング教室等、ごみ減量に関する市民向け講座を開催します。

(3)総合環境学習の展開

体験型の学習を中心に、個別の施策だけでなく、環境教育を有機的に結びつける取り組みを進めます。

第6節 国・県に対する要望

廃棄物の適正処理は、一自治体や一地域の力では解決できない要因が多く含まれています。特に、再資源化(リサイクル)活動の取り組みの拡大に伴い、回収資源の値下がりや逆有償問題の発生等、個別の施策による矛盾が顕在化してきています。

また、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊等、地球規模の環境破壊の進行が危惧されており、恵まれた自然環境を次世代へ引き継いでいくための、有効かつ早急な方策の実施が必要となっています。

これらのことから、拡大生産者責任の一層の定着を図るため、国・県等に対して指導的役割を担うよう要望を行っていきます。